

要求水準書(案)に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	要求水準書(案)	5	第1	3		要求水準の変更	施工条件等により、開削工法から推進工法に設計変更した場合も要求水準の変更に当るのでしょうか。その場合の費用も変更されるのでしょうか。	工法を含め評価の対象となりますが、提案時から工法を変更する場合は、双方協議の上、費用も含め変更が出来るものとなります。
2	要求水準書(案)	5	第1	3	—	要求水準の変更	要求水準の変更に伴い、費用が増減する場合は、変更対象という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	要求水準書(案)	6	第1	5	—	整備対象施設	東石井地区天山橋区間における橋梁添架区間については、電線共同溝(道路の付属物)の位置付けでよろしいでしょうか。また、既設橋梁への新設管路の添架は耐荷重等の観点から不可能と想定しますが、そのような場合、専用橋等の設置を想定しているのでしょうか。	前段:電線共同溝の位置づけとなります。後段:既設橋梁への新設管路の添架について、耐荷重の観点から問題ないと考えています。なお、検討資料を入札公告時に示します。
4	要求水準書(案)	6	第1	5	③	整備対象施設	「③道路付属物(道路照明、道路信号、道路標識)」と記載がありますが、道路信号は、交通管理者による整備対象施設と理解しています。ここでは、設計業務を示しているのでしょうか。あるいは道路信号への引上管が取り付け信号用柵が整備対象施設ということでしょうか。ご教示願います。	要求水準書に記載のとおり、設計業務のみを対象としています。
5	要求水準書(案)	13	第1	1	(2)ア)	業務の条件	「設計業務の遂行にあたり、四国地方整備局と協議のうえ進めるものとし、その内容についてその都度書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認するものとする。」と記載がありますが、これは一般の業務請負と同様かと思われます。内閣府のホームページでは、PFI事業の性格として「民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施すること。(効率性原則)」とあり、事業者の裁量により、業務の遂行ができるという理解でよろしいでしょうか。	基本は事業者の発意の元、事業を進めて頂くこととなりますが、整備完了後に本施設の所有権を国に移転することになることから、四国地方整備局と協議することとしております。
6	要求水準書(案)	13	第2	1	(2)	業務の条件	予備設計図に示された参画条数に基づき、事業の当初計画を策定し、詳細設計時点で再度、電線共同溝利用者調整を図り、当初との差分は変更対象とする考え方でよろしいでしょうか。	国と協議の上、変更対象となります。

要求水準書(案)に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
7	要求水準書(案)	13	第2	1	(1)	一般事項	電線管理者とは、四国電力、NTT西日本の2社と理解して宜しいでしょうか。	電線管理者や地域住民等関係機関は、第2設計業務 4. 設計業務に係る調整業務 (5) 入線事業者等との電線共同溝の協議に記載している入線事業者等と地域住民等を想定しています。
8	要求水準書(案)	15	第2	1	(6)ア	設計図書の提出	設計成果品としての数量計算書は提出が必要でしょうか。当初契約には反映しないものであり詳細設計における数量計算書は契約変更の根拠とならないため参考ではないでしょうか。	数量計算書は設計業務の成果品として必要です。
9	要求水準書(案)	16	第2	1	(8)	設計協議	「四国地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、……、相互に確認しなければならない。」と記載がありますが、この記載では、通常の電線共同溝の設計業務請負と同様かと思われます。内閣府のホームページでは、PFI事業の性格として「民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施すること。(効率性原則)」とあり、事業者の裁量により、業務の遂行ができるという理解でよろしいでしょうか。	No.5の回答をご参照ください。
10	要求水準書(案)	18	第2	3	(1)ア	基本的な考え方	「詳細設計は、予備設計成果である「H28年度予備設計報告書」を基本とし、詳細設計にて実施する試掘調査結果や事業者調整会議等における要望事項などを反映させ実施すること。」と記載がありますが、リスク分担当番号28には「予備設計(参考)はあくまで参考として貸与」とあります。詳細設計において、既存ストックの活用含め設計方針(効率的かつ効果的を目的として)の変更等が想定されますが、事業者の裁量で実施してよろしいでしょうか。またこの予備設計報告書の扱い「参考」または「基本」どちらとして考えればよいか、ご教示願います。	「詳細設計は、予備設計成果である「H28年度予備設計報告書」を参考とし、」に変更します。
11	要求水準書(案)	18	第2	3	(1)ウ	基本的な考え方	「官地に残存する電柱は、引込として必要な電柱以外は全て撤去することを基本とする。」と記載がありますが、「引込として必要な電柱」とはどのようなものを想定されているのでしょうか。	事業区間の端末部での接続に必要な電柱を想定しています。

要求水準書(案)に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
12	要求水準書(案)	18	第2	3	(2)イ)	設計条件の整理	道路復旧について協議事項の記載がありますが、電線共同溝入線完了後の道路復旧は、提案書作成時に一定条件が示されないと、工事費用の算出が不可能と考えます。道路復旧は、条件変更における費用の増減が著しいことから、復旧範囲の条件等を示していただけませんか。または、条件等の変更の場合は設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	条件については、入札公告時に示します。
13	要求水準書(案)	18	第2	3	(2)エ)	設計条件の整理	既設占用物の支障移転について記載がありますが、支障移転が可能な限り発生しないように詳細設計を実施いたしますが、関係機関等の設備記録図の不備等により、当初計画から電線共同溝整備工程数量の増加等が想定されます。工程数量の増加等に伴う、費用の増加、工期の延伸および修正設計等に係る費用については、変更対象という理解でよろしいでしょうか。	工期の延伸については、双方協議の上、変更が出来るものとしします。また、費用については、No.6の回答をご参照ください。
14	要求水準書(案)	18	第2	3	(2)オ)	設計条件の整理	松山市上水道および下水道の布設替えの計画について記載がありますが、上水道及び下水道工事の工期はどの程度を想定されているでしょうか。PFI事業期間内での実施のため、工事スケジュール等の計画および管理費等の算出に必要と考えます。また、電線共同溝施設の引き渡しまで4年と設定されていますが、これには布設替え工事の工期も含むという理解でよろしいでしょうか。	前段：影響を及ぼさないことを想定しています。 後段：ご理解のとおりです。
15	要求水準書(案)	18	第2	3	(2)オ)	設計条件の整理	松山市上水道および下水道の布設替え工事は、本事業内で土工実施を想定されているのでしょうか。または、支障移転工事として埋設物管理者単独での実施を計画されているのでしょうか。	支障移転費用は本事業に含まれます。ただし、支障移転の設計及び工事については、占有者で実施することとしています。

要求水準書(案)に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
16	要求水準書(案)	18	第2	3	(2)カ)	設計条件の整理	「情報ボックス管路やNTT管路等の既存ストックの活用に関しては、・・・活用の適否を確認し、関係機関と協議・調整を行なったうえで詳細設計に反映すること。」と記載がありますが、予備設計成果では「情報ボックス」は新設特殊部と接続なしです(第2(3)1)①イウ)に関連します)。また、NTT管路は東石井地区では橋梁添架区間に限定されていると判断できます。この考え方は詳細設計で変更があり得るという理解でよろしいでしょうか。さらに「NTTによる人孔等含めた既存ストック調査により活用の適否を確認し、」と記載がありますが、既存ストック調査および譲渡契約手続きは、事業者が成り代わって行うものでしょうか。	前段:ご理解のとおりです。 後段:、既存ストック調査は国交省からNTTへの委託を予定、また、譲渡契約手続きは国交省とNTTにて実施予定と考えています。
17	要求水準書(案)	19	第2	3	(2)キ)	設計条件の整理	「無電柱化整備の低コスト手法に基づき、導入可能な手法について、四国地方整備局及び関係機関との協議・調整を行いながら詳細設計に反映し、コスト削減を図ること。」と記載がありますが、事業契約後に、低コスト手法を導入しコスト削減を図った場合、計画を変更した場合は、設計変更対象となるのでしょうか。	コスト削減の内容によりますが、国と事業者の協議により、設計変更対象となる場合があります。
18	要求水準書(案)	19	第2	3	(3)1)①イウ)	共通情報BOX	情報ボックス管路を「道路管理者通信用管路として活用すること。」と記載がありますが、新設する電線共同溝と情報ボックスとの連系管路を設置するという理解でよろしいでしょうか。また、電線共同溝利用者の参画ケーブルは入線しない条件でしょうか。さらに天山地区は、情報ボックス管路は整備済みと記載がありますが、東石井地区はその記載がありません。東石井地区の情報ボックス管路は、予備設計では、天山地区と同様に整備されています。両地区の違いについて、ご教示願います。	ご理解のとおりです。また、電線共同溝利用者の参画ケーブルの入線の可否については詳細設計時の事業者調整会議により調整予定とします。 東石井地区は記載漏れであり、天山地区同様整備済みです。

要求水準書(案)に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
19	要求水準書(案)	19	第2	3	(3)1)①エ)	共通	「小坂跨線橋区間の上空を横断している架線の取扱いについては、四国地方整備局及び占有者と協議し事業者が調整を行うこと。」と記載がありますが、第112(1)2)に「小坂跨線橋区間は、すでに無電柱化がなされているため、本事業の業務範囲から除外するものとする。」と記載がありますが、上空を横断している架線の対応のみ本事業として行うということでしょうか。また、この架線は撤去することを前提に調整するのでしょうか。	上空を横断している架線のみ対象とし、撤去を基本とします。
20	要求水準書(案)	19	第2	3	(3)2)	電線共同溝 特殊部	「なお、地上機器は、トランスを照明柱に共架するソフト地中化タイプを基本とすること。」と記載がありますが、予備設計では通常の地上機器の配置となっており、これをトランス柱に置き換えると、地上機器の増加に繋がると考えられます。結果として、費用の増加となることと、ソフト地中化タイプの配置計画は、電力事業者の検討結果を踏まえて策定しないと実施困難とされます。入札等に際して費用算出どのように考えるべきなのでしょうか。ご教示願います。	ソフト地中化タイプは地域の景観、隣接工区との接続性を考慮した結果、今回工事の仕様条件としています。 なお、条件については、入札公告時に示します。
21	要求水準書(案)	19	第2	3	(3)1)②	電力系管路	「設計時にその協議内容を確認すること。」と記載がありますが、事前に示していただけないでしょうか。	閲覧資料「平成28年度 松山管内電線共同溝設計業務」をご参照下さい。
22	要求水準書(案)	20	第2	3	(3)3)②	連系管	「連系管路の立上り位置調整と、四国地方整備局以外の道路管理者の管理道路への連系管に関する調整を行う。なお、連系管を立上げる場合は、電柱所有者の了解を得ることとする。」と記載があります。これは連系設備に関する業務と思われませんが、電線共同溝利用者(電線管理者)が行うものではないでしょうか。	連携設備に関しても電線共同溝事業として必要となるため、PFI事業者が電線共同溝利用者に委託することとなります。
23	要求水準書(案)	20	第2	3	(4)1)①ウ)	その他 照明施設等 共通	トランスを照明柱に共架させるに伴う費用増加は、電力事業者の負担となるのでしょうか。また、入札時においては標準構造の照明柱の価格を入札価格という理解でよろしいでしょうか。	前段: 実施方針に関する質問No.32の回答をご参照ください。 後段: 入札公告時に示します。

要求水準書(案)に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
24	要求水準書(案)	20	第2	3	(4)1)②ア)	その他 照明施設等 道路照明	「東石井地区においては、既設歩道橋の照明をLED照明に更新すること。」と記載がありますが、歩道橋についても、本事業の業務範囲でしょうか。	電線共同溝整備に伴う照明柱のみ対象とします。
25	要求水準書(案)	20	第2	4	(3)	支障物件等調査及び移転協議	設計業務に係る調整業務で行う業務の(3)支障物件等調査及び移転協議は、全て事業契約後の変更対象という理解でよろしいでしょうか。要求水準書(案)の記載にもありますように、詳細設計の段階で電線共同溝の埋設位置を決定し、支障物件の抽出と移転計画を立案することとなるため、調査に必要な試験掘り箇所等の決定は、占用事業者との移転協議結果によって増減すると考えます。	国と協議の上、変更対象となります。
26	要求水準書(案)	20	第2	4	(3)	支障物件等調査及び移転協議	支障物件等調査及び移転協議について「なお、占用者等への協議は事前に協議内容を四国地方整備局と協議した上で行うものとする。」と記載がありますが、既設埋設物の移設協議は、占用者等と再三の協議が必要と思われる、その都度の「協議内容を四国地方整備局と協議した上で行うもの」となると、機動性や即応性が損なわれると考えます。また、事前協議以外に要求される適時報告・協議、結果事後報告等についてどのようにお考えかご教示願います。	事前協議も含め、必要に応じて国と協議をしながら進めていくことを想定しています。
27	要求水準書(案)	21	第2	4	(4)	家屋調査、地下水(井戸水)調査等	本事業での掘削深さは最大で3～4mと想定していますが、調査・設計において家屋調査及び地下水(井戸水)の調査範囲が道路端から40mとなっている根拠を示していただけないでしょうか。40m範囲を対象とすると、膨大な軒数と費用増加が見込まれますがいかがでしょうか。	要求水準書(案)のP21の(4)の本文のうち「道路端から40mの住民…」を「道路端から本工事影響範囲と想定される住民…」に修正します。
28	要求水準書(案)	21	第2	4	(4)	家屋調査、地下水(井戸水)調査等	「井戸の使用目的と使用量、水位を調査することとし、」と記載がありますが、本事業に関して使用量の調査は必要でしょうか。必要であればどのような目的なのかご教示願います。	事業損失補償の算定に必要となるためです。

要求水準書(案)に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
29	要求水準書(案)	21	第2	4	(5)	入線業者等との電線共同溝の協議	協議を行う入線業者等が挙げられています が、追加・変更の可能性はあるのでしょうか。	現時点では想定していません。
30	要求水準書(案)	21	第2	4	(6)	入線事業者等と引込管及び連系管の協議	設計に係る調整業務で行う業務の(6)入線事業者等と引込管及び連系管の協議は、「引込管と連系管に係る費用については、四国地方整備局と協議して決定する。」とありますが、全て本事業契約後の変更対象という理解でよろしいでしょうか。その他、これに関連して下記項目について伺います。①電線管理者への業務委託契約業務は当該事業に含まれるのでしょうか。②引込管及び連系管の設計～施工に要する費用(委託費)は当該事業を経由して支払うのでしょうか。	国と協議の上、変更対象となります。契約及び支払いについては、引込管路・連系管路が本事業に含む場合は、全て事業者が行うことを想定しています。
31	要求水準書(案)	21	第2	4	(7)	道路照明、道路標識、信号・横断歩道等の計画調整	設計に係る調整業務で行う業務の(7)道路照明、道路標識、信号・横断歩道等の計画調整について、「道路管理者及び交通管理者と調整を行うものとする。」と記載がありますが、道路管理者と交通管理者との協議結果を本事業の設計に反映するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	要求水準書(案)	23	第3	1	(4)	現場代理人等	現場代理人・監理技術者について伺います。本事業の施工期間は長期に亘りますが、長期間特定者を専任させることが難しいと思われま。病気・退職以外の都合での変更は可能でしょうか。	工事業務の期間中に設置、専任するものであり、原則は、変更出来ません。但し、やむを得ない場合は国と協議の上、変更可能とします。(維持管理業務は除く)
33	要求水準書(案)	24	第3	1	(5)①ウ)	事業者による完成検査	「事業者による完成検査の報告終了後、完成(引渡)検査日の45日前までに・・・」と記載がありますが、社内検査完了後45日必要な理由をご教示願います。	「事業者による完成検査の報告終了後、速やかに・・・」に変更します。
34	要求水準書(案)	24	第3	1	(7)	中間技術検査	中間技術検査で確認した出来形部分については、完成検査時に既済部分の確認は省略されとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書(案)に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
35	要求水準書(案)	24	第3	1	(8)	打合せ	「打合せ」は、第1. 14「関係機関協議会」以外の随時の打合せと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	要求水準書(案)	25	第3	2	—	既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務	「電線共同溝の建設に係る工事の施工に伴い、工事において支障となる既設埋設物・・・」という記載がありますが、これは、ガス管、水道管、電力管、下水道管、情報ボックス等の埋設物を指しているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	要求水準書(案)	25	第3	2	—	既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務	既設埋設物及び電線・電柱についての移設補償費の考え方が事業方針、要求水準書(案)に記載されておきませんが、入札公告にて明示されるのでしょうか。また、既設埋設物の移設補償費については本事業とは別途、四国地方整備局と占用事業者間で契約されるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)p.25及び資料4第29条に記載のとおり、既設埋設物及び電柱・電線についての移設補償費は、本事業に含まれます。
38	要求水準書(案)	25	第3	3	—	工事監理業務	直轄工事において段階確認、記録写真立会など、国の職員等が現場確認を実施されている業務がありますが、本事業ではこれら現地での立会・確認業務を工事施工を行う工事企業が代行できるか、または工事監理企業が代行できるか、事業者の判断に委ねられるのかご教示ください。	基準等は土木工事共通仕様書によるものとし、段階確認等は事業者の判断によるものとします。
39	要求水準書(案)	25	第3	5	(2)	工事期間における規制箇所等	占用調整会議は、占用企業者の入溝希望、条数などの調整を今まで国で行われてきていますが、本事業に関してもこの部分の調整は貴局にて行われると理解して宜しいでしょうか。	第3工事業務 5. 工事業務に係る調整業務に記載しているとおり、四国地方整備局と協議・連携の上、事業者が主体的に業務を実施するものとします。
40	要求水準書(案)	26	第3	5	(3)	隣接家屋・店舗等との出入口調整	「歩道の民地側への擦り付けに関する費用は、四国地方整備局が負担する」とありますが、提案価格に含めないで、出来高清算するということでしょうか。	入札公告時に示します。
41	要求水準書(案)	27	第4	1	(3)2)	業務従事者の要件等	2)業務従事者の要件等に「事業者は、業務従事者には必要な業務遂行能力及び資格を有する者をあて」と記載されていますが、業務従事者に必要な能力及び資格についてご教示ください。	具体的に想定しているものではありません。

要求水準書(案)に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
42	要求水準書(案)	30	第4	2	(1)	一般事項	「補修及び対応に関する費用負担については四国地方整備局と協議すること。」と記載がありますが、これは事業契約後の変更対象という理解でよろしいでしょうか。	国と協議の上、変更対象となります。
43	要求水準書(案)	31	第4	2	(2)イ)	要求水準	「日常点検は、特殊部の鉄蓋を車上からの目視点検を2日に1回程度実施すること。」と記載がありますが、点検周期が短いように思われます。点検周期の考え方をご教示ください。	平成29年度 道路維持管理基準(案)より定めています。
44	要求水準書(案)	31	第4	2	(2)ウ)	要求水準	「特殊部については5年に1回内部を点検すること」と記載がありますが、【省令】道路法施工規則第4条の5の2一項に定めるトンネル等の点検の考え方に拠るものでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	要求水準書(案)	32	第4	4	—	維持管理業務に係る調整業務	本事業で構築した電線共同溝の維持管理段階で第三者の工事等が近接して施工する場合、本事業にて立会確認等を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	要求水準書(案)	—	—	—	—	全般	舗装復旧範囲の明示がありませんが、舗装本復旧は入札公告にて明示されるのでしょうか。	入札公告時に示します。
47	要求水準書(案)	16 24 30	—	—	—	設計協議工事打合せ維持管理打合せ	各業務にわたり事前に書面で相互に確認し進めるものとあります。これは通常の業務請負、工事請負と同じように見受けられますが、総務省PFIガイドライン「管理者等は、選定事業者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ、適正な公共サービスの提供を担保するため、選定事業者から、定期的にPFI事業契約の義務履行に係る事業の実施状況報告の提出を求められることができる。」に沿ったものでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書(案)に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
48	要求水準書(案)		資料4	第2条	1-1-4	通信等設備事故防止計画について	二)情報ボックス(電線共同溝、道路管理用ファイバーケーブル)の近接工事とのことですが、情報ボックスの占有業者は誰になりますか。	情報ボックスの所有者は国土交通省で、占有者は、東石井地区が3者(NTTドコモ、KDDI、愛媛CATV)、天山地区が4者(NTTドコモ、KDDI、愛媛CATV、STNet)です。
49	要求水準書(案)		資料4	第2条	1-1-4	地元企業等活用計画について	へ)地元企業等の定義について、ご教示いただけないでしょうか。また地元企業の活用は、提案の審査対象となるのでしょうか。	「へ)事業者は、提案書において提案した地元企業等活用計画について、…」を削除します。
50	資料4		第2条	—	—	3編1-1-6監督職員による確認及び立会等	PFI事業でも監督強化対象工事になりますでしょうか。	監督強化対象工事に該当しないため、該当部分を削除します。
51	資料4		第10条	2	—	交通整理及び安全管理	「必要と認められる経費については、変更契約できるものとする。」と記載されていますが、必要な経費とはどのようなものを指すのでしょうか。	道路使用許可条件等により通常より過大な設備が必要となった場合の規制費用増加分、工事状況により特別な安全設備が必要となる場合等を想定しています。
52	資料4		第17条	—	—	建設発生土の搬出	「必要と認められる経費については、変更契約できるものとする。」と記載されていますが、必要な経費とはどのようなものを指すのでしょうか。	掘削中水が出たことにより普通残土処分ではなく産廃処分となった場合や残土運搬可能な状態とするため必要となった処置に要した費用、処理水を下水道へ流すための設備や諸手続費用等を想定しています。
53	資料4		第10条 第17条 第25条	—	—	—	交通誘導員数や工期の明示等、一般的な請負工事の特記仕様書に示される契約条件になっています。	ご意見として承ります。
54	資料4		第10条 第12条 第17条 第23条 第26～ 30条 第34～38 条 第42 条 第44 条等	—	—	—	「必要と認められる経費については、変更契約できるものとする」と記載されています。詳細設計後でなければ数量が確定できませんが、当初契約からどのような変更があった場合に変更対象とされるのでしょうか。	要求水準書(案)資料4に記載のとおりです。

要求水準書(案)に関する質問と回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
55	資料4		第25条	—	—	工期の休日	「工期には雨天・休日等604日を見込んでい る。」と記載されていますが、これは積算上 の考え方の目安でしょうか、もしくは契約書 として拘束するものでしょうか。	積算上の目安です。
56	資料4		全般	—	—	—	「国の監督職員の確認」という文字が多数あ ります。PFIの場合工事監理企業が監督業 務を行うものと理解しており、直轄工事の流 れとは異なると思います。国の監督職員を 工事監理企業で指定された職員と読み替 えてよろしいでしょうか。	国の監督職員は事業者側の工事監理者と は別に配置します。
57	資料8			—	—	道路仮復旧及 び本復旧舗装 構成図	車道部及び支道部(本復旧)断面に「※支 道部は仮復旧を行わず、本復旧のみとす る。」と記載されています。支道部も仮復旧 による自然転圧期間は必要と考えるか いかがでしょうか。また、支道部の本復旧段階 の影響部等の考え方をご教示願います。	前段:支道部に関しては通常交通量が少 ないため、これまでの施工実績から本復旧 のみとしても問題無いと判断しました。 後段:事業者の提案によりますが、施工に より影響する範囲と考えています。